

台東区区民憲章策定区民会議の傍聴に関する要領

(目的)

第1 この要領は、台東区区民憲章策定区民会議設置要綱(平成17年6月22日台企企第32-2号)第9の規定に基づき、台東区区民憲章策定区民会議(以下「区民会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2 会議は、これを公開とする。ただし、区民会議の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(周知)

第3 区民会議の開催の周知は、少なくとも、開催日の3日前までに行うものとする。

(傍聴の手続等)

第4 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書(別記第1号様式)に所要事項を記入し、区民会議の許可を受けなければならない。

2 傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、会長は傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴できない者)

第5 区民会議の議事を妨害する恐れがある者は、区民会議会場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6 区民会議を傍聴している者(以下「傍聴人」という。)は、区民会議会場の秩序を乱し、又は、議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(撮影及び録音の制限)

第7 傍聴人は、区民会議会場において写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ区民会議の承認を受けなければならない。

(傍聴人の退場)

第8 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には速やかに退場しなければならない。

1 区民会議が秘密会を議決し、会長が傍聴人の退場を命じたとき。

2 傍聴人がこの要領に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び区民会議会場に入ることができない。

(報道関係者の取扱い)

第9 報道関係者は、第4条の規定に関わらず、区民会議を傍聴することができる。

2 第5条から第8条の規定は、報道関係者が傍聴する場合に準用する。

(資料の公開)

第10 区民会議の会議資料は、会長が必要と認めた場合はこれを公開することができる。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか傍聴に関して必要な事項は、区民会議がこれを定める。

付 則

この要領は、平成17年9月13日から適用する。

傍聴申込書

本日開催の台東区区民憲章策定区民会議を傍聴いたしたく、許可下さるようお願いいたします。

住所 _____

氏名 _____

他 _____ 名

平成 年 月 日

台東区区民憲章策定区民会議会長 殿